文化賞推薦要件

区分	対象者	推薦要件
文化功労賞	市民または市出身者	概ね６０歳以上で２０年以上本市の文化振興に寄与し、最も功労のあった方
文　化　賞		(1)　公的機関等が主催する全国又は海外での発表会等において、優れた評価を受けた方 (2)　公的機関等が主催する東北地区の発表会等において、最高賞を受賞した方
文化奨励賞		(1)　公的機関等が主催する全県的規模の発表会等で、最高賞を受賞した方 (2)　永年にわたり青森県の文化振興に寄与し、その功績が優れていると認められる方
青少年文化賞	児童または生徒（高校生以下とし、その保護者が市民である者に限る。）	(1)　公的機関等が主催する全県的規模の発表会等において、最高賞を受賞した方 (2)　公的機関等が主催する東北地区または全国的規模の発表会等で優れた評価を受けた方
青少年文化奨励賞		(1)　公的機関等が主催する全県的規模の発表会等で、優れた評価を受けた方 (2)　青森県規模にわたる文化の振興につくし、その功績が優れていると認められる方

(1)　表彰対象者　　上記表の対象者欄を参照。

ア　個人にあっては、上記表の対象者欄を参照

イ　団体にあっては、所在地が市内にあること。

(2)　表彰対象期間　　令和８年１月から１２月までに受賞されたものが対象です。（文化功労賞を除く。）

(3)　児童・生徒については、各学校長からの推薦となります。

それ以外の方については、社会教育委員長、つがる市文化団体協議会会長、市の課長若しくは教育委員会からの推薦となります。

(4)　つがる市文化賞に関する規則を必ず一読し、推薦をお願いいたします。

つがる市ホームページ例規集ＵＲＬ

https://en3-jg.d1-law.com/tsugaru/d1w_reiki/H417920100004/H417920100004.html